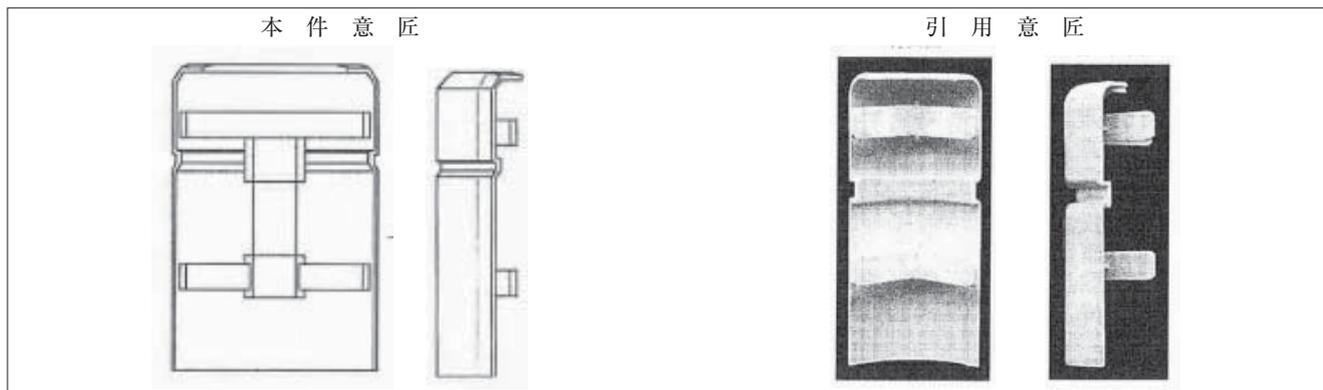


V 幅木用コーナーパッド事件 (判定 2009-600029)



1. 審決の種別：判定
2. 審決日：平成 21 年 12 月 24 日
3. 無効理由等：判定
4. 事件番号：判定 2009-600029
5. 意匠に係る物品：幅木用コーナーパッド
6. 結論：属しない
7. 人的基準：看者
8. 公知意匠：参酌あり
9. 審決等の要約

1. 請求人の主張

本件登録意匠とイ号意匠との比較説明

(1) 共通点

(ア) 本件登録意匠は幅木の角部をカバーするコーナーパッドである。イ号意匠においても、壁のコーナーを被覆する立面部、及び立面部上端から後方に屈曲した上面部を備えており、立面部の中間上方寄りには幅木の溝部に相補的対応する溝状の陥没部が形成されており、幅木の角部をカバーするコーナーパッドである。そうすると、両者は用途及び機能の点において同一であり、物品が一致する。

(イ) 基本的な構成態様において、本件登録意匠とイ号意匠は共に、壁のコーナーを被覆する円弧状に湾曲した本体と、本体の背面側の左右 4 方向に突設された係止部を備えている。

(ウ) 具体的な構成態様において) 両意匠は壁のコーナーを被覆する立面部、及び立面部上端から後方に屈曲した上面部を備えており、立面部の中間上方寄りには水平方向に通過する溝状の陥没部が形成されている。

係止部は、本体背面の中央の上下二股に設けられた隆起部に取付けられて左右に突設されている。係止部はコーナーの屈曲に合わせてその方向に曲がってい

る。

(2) 両意匠の差異点

- (あ) 本件登録意匠の背面の係止部は円弧状に湾曲しているのに対し、イ号意匠は略直角に屈曲している。
- (い) 背面の隆起部の形状において、本件登録意匠は台座状の隆起部を備えるのに対し、イ号意匠は上下左右 4 枚の板小片を組み合わせた隆起部を形成している。

2. 審決の認定および判断

<一致点>

(a) 全体が、壁のコーナー部をカバーするために、円柱の略 4 分の 1 に相当する弧状に湾曲した薄板状本体部からなり、正面視は略矩形形状であり、背面視上下部に左右方向に伸びる係止具が計 4 箇所形成されている点。

(b) 正面視について、上面には本体部から連続する水平面部が形成され、上面部寄りに横溝が 1 条形成されている点。

(c) 背面側の係止部について、係止部は基部と係止具からなり、横溝により上下に分割された各区画に、係止部が 1 つずつ形成され、下部区画については略中央に係止部が形成されている点。

<相違点>

(d) 正面視の比率 (省略)

(e) 背面の係止具について、本件登録意匠は、本体部に沿って円弧状に形成された湾曲した板体であるのに対して、イ号意匠は、平板を略 90° に拡開した板状体である点。

(f) 係止部の基部について、本件登録意匠は上下に平面視略台形状の台座状の基台が 2 つ形成され、この上部基台は横溝を跨ぐように形成され、上下の基台間には平板状連結具が形成され、上部係止具は上方から差し込まれたように上部基台に形成され、下部係止具

は下部基台に挿通されたように形成されているのに対して、イ号意匠は、係止具の奥に係止具に連続して基部が形成され、その基部は、係止具と同幅の連結用板状体によって本体に連結され、係止具と連結用板状体とで平面視略Y字状に形成され、連結用板状体と係止具に直角に略扇型連結用基板が一体的に形成されて基部が形成され、上下の基部を連結するものではなくそれぞれ別個に形成されている点。

(g)上部屈曲部について、本件登録意匠は、上部の屈曲部に傾斜面が形成され、上面に連続しているのに対して、イ号意匠は、傾斜面ではなく滑らかな円弧状に形成され、上面に連続している点。

(h)両側部の屈曲部について、本件登録意匠は、両側部の上面から下端までわずかな幅の傾斜面が形成されているのに対して、イ号意匠には不鮮明ながらこのような傾斜面がない点。

#### <類否判断>

・一致点(a)及び(b)

正面側に関することについては、幅木用コーナパッドとして一般的に行われている手法による形態であって、格別注意を惹くほどのものではない。

・一致点(a)及び(c)

背面側に関することについては、係止部が上下に2つ形成され、係止具が4方向に形成されていることは、従来から公然と知られていることであって、格別注意を惹くほどのものではないといえることができる。

・相違点(d)

各部の比率の相違は、本件登録意匠に比べて、イ号意匠の方が縦長であり、横溝が下の位置から始まり、その幅も広いという視覚的効果をもたらすもので、これらは、直接看者に訴える要素であって、一見して相違点として十分認識できるほどの相違があり、類否判断に一定程度の影響を与える。

・相違点(e)

一般的なコーナパッドの係止具は、イ号意匠のように90度に拡開しているものであるが、本件登録意匠は本体に沿って円弧状に形成されており、連結に際して幅木の厚さをそれほど必要としない点で極めて特

徴的であり、係止具を受ける側についても一定の特徴があることが容易に想定できるものである。これに対して、イ号意匠の係止具は、90度に拡開した従来タイプのものであり、一定の厚さの幅木または連結具が必要であり、本件登録意匠の特徴を有さず格別な特徴はないといえることができる。したがって、本件登録意匠は従来のもものと比べて顕著な特徴があり、引用意匠には格別な特徴はないということになるので、その相違は類否判断に大きな影響を与えるというべきである。

・相違点(f)

係止具と本体との具体的連結状態であり、本件登録意匠が、台形状基台を形成しているため比較的強い強度があるような視覚的効果があるのに対して、イ号意匠は板体の組み合わせであるから、それほど強度が高くない視覚的効果をもたらしており、それぞれ独特の特徴を表しているといえることができ、類否判断に大きな影響を与えるものであるといえるべきである。

・相違点(g)及び(h)

本件登録意匠やイ号意匠の分野に限らず、あらゆる分野で一般的に行われている角部や端部の加工方法による相違であって、格別な特徴はなく、類否判断に与える影響はほとんどない。

#### <結論>

以上のことから、類否判断に大きな影響を及ぼす要素である相違点(e)および(f)の点に加えて、類否判断に一定程度の影響を及ぼす要素である(d)の点が相俟った効果を考慮すると、両意匠を別異の基調のものと看者に印象付けるに十分なものであって、両意匠の類否判断に決定的ともいえる大きな影響を及ぼすものというほかない。

従って、イ号意匠は、本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属しない。

#### <コメント>

判定は、本件登録意匠とイ号意匠の公知の共通点を評価せず、公知でない両意匠の特徴を高く評価し、その部分の相違で非類似と判断した。判断主体については、看者とするだけで、その看者の具体的内容については、明示していない。